



発行 新潟県

号外 1

令和5年7月25日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

条 例

- 22 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（ICT推進課）
- 23 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 24 新潟県認定こども園の要件等に関する条例の一部を改正する条例（子ども家庭課）
- 25 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例（産業立地課）
- 26 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例（産業立地課）
- 27 新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（営業企画課）

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第22号）

1 個人番号の利用範囲の改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき条例で定める個人番号を利用することができる事務に、生活に困窮する外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務及び定期預金等による子育て応援事業の実施に関する事務を追加することとしました。（別表第1関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第23号）

1 身辺警護等業務手当の見直し

警護対象者の身辺の警護に従事した場合の身辺警護等業務手当の額を改正することとしました。（第43条関係）

2 防疫等作業手当の特例措置の廃止

新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業に従事した職員に対して防疫等作業手当を支給することとする特例措置を廃止することとしました。（附則第6項及び第7項関係）

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例第43条の規定は、令和5年4月1日から適用することとしました。

◇新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第25号）

1 課税免除の適用要件の改正

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、県税の課税免除の適用要件を改正することとしました。（第2条及び第3条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第26号）

1 課税免除等の適用要件の改正

県税の課税免除又は不均一課税の適用要件について、基本計画の同意の期限を、令和5年3月31日から令和7年3月31日に見直す等の改正をすることとしました。(第2条～第4条関係)

2 失効規定の見直し

条例の失効日を、令和8年3月31日から令和10年3月31日に見直すこととしました。(附則第2項関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第27号）

1 新高田発電所の廃止

新高田発電所を廃止することに伴い、その最大出力に関する規定を削除することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、令和5年11月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県認定こども園の要件等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年 7 月 25 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県条例第22号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
(略)		(略)	
4 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、 <u>被保護者健康管理支援事業の実施</u> 、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	4 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
4の2 知事	定期預金等による子育て応援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの		
(略)		(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第23号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前						
<p>(身辺警護等業務手当)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき640円(天皇若しくは人事委員会が定める皇族の警衛又は警護対象者の警護にあつては、1,150円)とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 (略)</p>	<p>(身辺警護等業務手当)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき640円(天皇又は人事委員会が定める皇族の警衛にあつては、1,150円)とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に対処するための手当の特例)</u></p> <p>6 <u>職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下この項において同じ。))から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第14条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者(以下この項において「患者等」という。))に接して行う作業又は患者等が使用した物件を処理する作業(次号に掲げる作業を除く。)</u></p> <p><u>(2) 患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずる作業として任命権者が人事委員会と協議して定める作業</u></p> <p>7 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">作 業 の 区 分</th> <th style="text-align: center;">手 当 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前項第1号に掲げる作業</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>前項第2号に掲げる作業</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 (略)</p>	作 業 の 区 分	手 当 の 額	前項第1号に掲げる作業	3,000円	前項第2号に掲げる作業	4,000円
作 業 の 区 分	手 当 の 額						
前項第1号に掲げる作業	3,000円						
前項第2号に掲げる作業	4,000円						

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正

後の条例」という。)第43条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。
-

新潟県条例第24号

新潟県認定こども園の要件等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成28年新潟県条例第31号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。）及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。）及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第25号

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(奨励措置)	(奨励措置)
<p>第2条 知事は、<u>離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。）第2条第1号イに規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、法第4条第1項に規定する離島振興計画において振興すべき業種の用に供する租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第3号又は第45条第3項の表の第3号の規定の適用を受ける設備（省令第2条第1号イに規定する過疎地区（以下「過疎地区」という。）内において営む当該事業の用に供する設備を除く。）（同号イに規定する特別償却設備に限る。以下「工場等」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを新設し、又は増設した者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 知事は、<u>産業振興促進区域内</u>において、工場等を新設し、又は増設する者が土地を工場等の立地を容易にするために必要な工場用地、住宅、住宅用地、道路、港湾施設、通信運輸施設、工業用水道、水道及び下水道、教育施設、厚生施設、職業訓練施設その他の施設の用に供するため、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）、農地法（昭和27年法律第229号）その他の法律の規定による許可又は処分を求めたときは、これらの施設の建設が促進されるように配慮するものとする。</p> <p>3 知事は、<u>産業振興促進区域内</u>において、工場等を新設し、又は増設する者が施設の整備又は施設の用に供する土地の取得又は造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保その他の援助を求めたときは、そのあつせんに努めるものとする。</p> <p>第3条 知事は、<u>産業振興促進区域内</u>において畜産業、水産業又は薪炭製造業（<u>過疎地区内</u>において営む畜産業又は水産業を除く。）を行う個人で、その者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、公示日の属す</p>	<p>第2条 知事は、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。）第2条第1号イに規定する<u>特別償却設備（以下「工場等」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを新設し、又は増設した者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 知事は、<u>離島振興対策実施地域内</u>において、工場等を新設し、又は増設する者が土地を工場等の立地を容易にするために必要な工場用地、住宅、住宅用地、道路、港湾施設、通信運輸施設、工業用水道、水道及び下水道、教育施設、厚生施設、職業訓練施設その他の施設の用に供するため、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）、農地法（昭和27年法律第229号）その他の法律の規定による許可又は処分を求めたときは、これらの施設の建設が促進されるように配慮するものとする。</p> <p>3 知事は、<u>離島振興対策実施地域内</u>において、工場等を新設し、又は増設する者が施設の整備又は施設の用に供する土地の取得又は造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保その他の援助を求めたときは、そのあつせんに努めるものとする。</p> <p>第3条 知事は、<u>離島振興対策実施地域内</u>において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人で、その者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、公示日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課す</p>

る年以後の各年のその者の所得金額に対して課する各年度の事業税の課税を免除することができる。	る各年度の事業税の課税を免除することができる。
2 (略)	2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
-

新潟県条例第26号

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例（平成20年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（法人の県民税の不均一課税）</p> <p>第2条 知事は、法第4条第6項の規定による同意基本計画（同項の規定による同意が<u>令和7年3月31日</u>までに行われ、かつ、当該同意の日の属する年度において、県が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第1条で定める地方公共団体に該当するものに限る。以下同じ。）の同意の日（以下「同意日」という。）から<u>令和7年3月31日</u>までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。以下同じ。）のうち規則で定める基準に適合するものに係る法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）であって規則で定めるものに対し、当該減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（事業税の不均一課税）</p> <p>第3条 知事は、同意日から<u>令和7年3月31日</u>までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業のうち規則で定める基準に適合するものに係る承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した承認地域経済牽引事業者で</p>	<p style="text-align: center;">（法人の県民税の不均一課税）</p> <p>第2条 知事は、法第4条第6項の規定による同意基本計画（同項の規定による同意が<u>令和5年3月31日</u>までに行われ、かつ、当該同意の日の属する年度において、県が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第1条で定める地方公共団体に該当するものに限る。以下同じ。）の同意の日（以下「同意日」という。）から<u>令和5年3月31日</u>までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。以下同じ。）のうち規則で定める基準に適合するものに係る法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）であって規則で定めるものに対し、当該減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（事業税の不均一課税）</p> <p>第3条 知事は、同意日から<u>令和5年3月31日</u>までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業のうち規則で定める基準に適合するものに係る承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した承認地域経済牽引事業者で</p>

あつて規則で定めるものに対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、県税条例第31条、第34条及び附則第17条の規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

(1)・(2) (略)

(不動産取得税及び固定資産税の課税免除)

第4条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から令和7年3月31日までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のうち省令第2条に規定するものが設置される場合において、当該施設（新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）第2条、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（令和3年新潟県条例第28号）第2条又は新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）第1条の3の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。

(1)・(2) (略)

附 則

- 1 (略)
(この条例の失効)
- 2 この条例は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。
- 3～5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

あつて規則で定めるものに対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、県税条例第31条、第34条及び附則第17条の規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

(1)・(2) (略)

(不動産取得税及び固定資産税の課税免除)

第4条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から令和5年3月31日までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のうち省令第2条に規定するものが設置される場合において、当該施設（新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）第2条、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（令和3年新潟県条例第28号）第2条又は新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）第1条の3の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。

(1)・(2) (略)

附 則

- 1 (略)
(この条例の失効)
- 2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3～5 (略)

新潟県条例第27号

新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第64号）
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(経営の基本) 第2条 (略) 2 電気事業に係る発電所の最大出力は、次のとおりとする。ただし、太陽電池発電所の最大出力は、企業局長が定める。 (略) (略) 3・4 (略)	(経営の基本) 第2条 (略) 2 電気事業に係る発電所の最大出力は、次のとおりとする。ただし、太陽電池発電所の最大出力は、企業局長が定める。 (略) <u>新高田発電所</u> <u>2,500キロワット</u> (略) 3・4 (略)

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。